コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Kewpie Corporation

最終更新日：2021年2月26日

キユーピー株式会社
代表取締役 社長執行役員　長南　収
問合せ先：03-3486-3331
証券コード：2809
https://www.kewpie.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、グループの理念に基づく事業活動を通じて世界の人々の食生活と健康に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくこと、また経営の成果をお客様や従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会などのステークホルダーに適切に配分すること、これらを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけています。
コーポレート・ガバナンスについては、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みと定義し、「グループ規範」を遵守するとともに、次の基本方針に沿って、適切で効果的な体制の整備および充実に継続的に取り組んでいきます。
また、コンプライアンスについても、企業の永続的な発展には欠かすことのできないものと認識しており、法令遵守は元より全ての取締役および従業員が高い倫理観を持って事業活動を行うことができるよう、コンプライアンス・プログラムの策定および実施を進めていきます。

1）株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

2）お客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会等、様々なステークホルダーの立場や権利等を尊重し、適切な協働関係を構築する。

3）会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

4）コーポレート・ガバナンス体制を構成する各組織体制が連携する仕組みを構築する。

5）中長期的な利益の実現を期待する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－８－１】　独立社外役員のみによる情報交換・認識共有

当社は、社外役員、常勤監査役および代表取締役を構成員とするミーティングを定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換や会社側への提言を受けております。
現在、独立社外役員のみを構成員とする会合を開催する予定はありませんが、社外役員から開催の要望があった場合にはこれを妨げるものではありません。

【補充原則４－８－２】独立社外取締役と経営陣との連絡や監査役との連携に係る体制の整備

当社は、社外役員とのミーティングを定期的に開催するなど、普段から適切なコミュニケーションに努めておりますので、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携のために筆頭独立社外取締役を定めるなどの体制を整備する必要性までは認識しておりません。

【原則４－１１】　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会および監査役会の人員構成は、それらの役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を概ねバランス良く備えているものと思料しますが、取締役会の多様性については国際性が十分とはいえず、また、監査役会は財務・会計に関する「十分な」知見という点で課題があるものと認識しております。
今後も引き続き、上記課題への対応も含め、取締役会および監査役会の実効性をより一層高めることができる人員構成となるように努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】政策保有株式

1．当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性などを総合的に勘案し、当社グループの継続的な発展や中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を保有します。
経済合理性の検証の際は、受取配当金を考慮した各政策保有株式の保有コストや取引高から、必要とされる利益の創出について検討します。

2．個別の政策保有株式については、前項の判断基準に基づいて保有する意義を、毎年、取締役会にて検証し、意義が乏しいと判断される銘柄は、売却を進めます。2020年度は、取締役会における検証を踏まえ、3銘柄の株式を全数売却、1銘柄の株式を一部売却しました。

3．政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社グループの企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の企業価値の向上を期待することができるかなどの観点で、適切に行使します。特に、発行会社において、社会的不祥事などのコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合、慎重に判断します。

【原則１－７】　関連当事者間の取引

当社は、当社と役員または主要株主などとの取引に該当するものについては、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の事前承認および取締役会への結果報告を要するものとしており、また実際にもそれに従った運用を行っております。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

1．当社は、「キユーピー企業年金」を運営するとともに「キユーピー企業年金基金」にも加入しており、両制度の資産運用や財政運営等の企業年金全般に関する業務を一元的に管理し、役割および責任の明確化を図ること等から、当社人事本部の企業年金部員が基金職員を兼務する体制としております。

2．当社は、受給者への年金給付を将来にわたって確実に継続するため、フィデューシャリー・デューティの遂行と食品製造会社として培ってきた精神に基づく運用スタイルを基本方針に掲げて運用機関と運用商品を選定しており、投資先の運用状況を毎月確認しながら、四半期毎に当該運用機関より運用商品の管理および投資行動等に関する報告を受けております。

3．当社の企業年金制度は、資産運用委員会を諮問機関、年金管理委員会および基金理事会・代議員会を決裁機関および執行機関として年金資産の運用に関する議案を検討、審議する体制としております。各々の組織は、人事・財務・法務・内部監査部門等での責任者の経験を有する者をはじめ、当社グループにおける各分野の業務に関わる者から選出された委員で構成されており、適切な管理体制のもと制度運営にあたっております。

4．当社の企業年金においては、人事・経理・財務等の各部門より当該機能の専門性を有し、市場や投資の動向把握に適切な資質を持った人材を運用執行理事として任用しており、さらに社外コンサルタントとの連繋を深めて専門能力・知見を補完するとともに、資産運用業務に携わる人材の知識向上を図っております。

【原則3－1】 情報開示の充実

1．当社グループの理念、経営計画（2021-2024年度中期経営計画）は、以下のＵＲＬに開示しております。
・グループの理念
（https://www.kewpie.com/company/philosophy/）
・2021-2024年度中期経営計画
（https://www.kewpie.com/ir/management/plan/）

2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ．1．基本的な考え方」の冒頭に記載のとおりになります。

3．取締役・監査役・執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告書の「Ⅱ．1．【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

4．取締役・監査役・執行役員の選解任と役員候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きは、次のとおりになります。

＜取締役候補者選任方針＞
当社取締役会は、株主の負託に応えるため、理念を尊重し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率などの改善を図る責務を負っています。取締役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者として選任します。
（社内取締役）
1）当社の理念を尊重し、その価値を体現できること
2）当社グループの事業について国内外の市場動向に豊富な知見を有していること
3）当社グループの経営の方向づけに資する客観的経営判断能力と業務執行能力に優れていること
（社外取締役）
1）法曹、経営、海外、人材活用、ＣＳＲなどの多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
2）当社の理念、事業に高い関心を持ち、適時適切に社内取締役に対する意見表明や指導・助言、監督を行う能力を有すること
3）当社社外取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

＜監査役候補者選任方針＞
監査役は、株主の負託に応えるため、当社の業務運営につき法令・定款に違反する事態を未然に防止し、当社グループの経営の健全性と社会からの信用の維持向上に努める責務を負っています。監査役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者として選任します。
（社内監査役）
1）当社の理念を尊重し、その価値を体現できること
2）公正不偏の立場を保持し、監査業務を遂行できる能力を有していること
3）当社グループの業務全般を把握し、経営課題を提起できること
（社外監査役）
1）法曹、経営、会計、海外、人材活用、ＣＳＲなどの多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
2）当社の理念、事業に高い関心を持ち、客観的・公正な視点で取締役に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること
3）当社社外監査役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

＜執行役員候補者選任方針＞
当社では、取締役・執行役員の役割分担、権限委譲を進め、経営の効率化、意思決定と業務執行の迅速化を図ること、会社の競争力を強化し、業績の向上を期すること、次世代の経営者を育成することを目的として、執行役員制度を導入しています。
その選任については、以下の基準に従って選任します。
1）豊かな業務経験を有すること
2）指導力、統率力、行動力に優れていること
3）経営感覚が優れていること
4）執行役員にふさわしい人格、識見を有すること
5）心身ともに健康であること

＜役員候補者等の指名手続き＞

取締役、監査役および執行役員の各候補者の指名については、指名･報酬委員会に付議した後、取締役会において審議･決定します。なお、監査役候補者については、会社法の定めに基づき、株主総会への選任議案に関する監査役会の同意を得ることとします。

＜執行役員解任の方針と手続き＞

当社取締役会は、次の各号の一つに該当する場合に、当該執行役員（社長以下の役付執行役員を含む。本項において以下同じ）に辞任を求め、または解任することができます。執行役員の解任に当たっては、指名･報酬委員会に付議した後、取締役会において審議･決定します。

1）執行役員として、不正、不当、背信、背任行為があったとき
2）執行役員としての適格性を欠くとき
3）執行役員の職務遂行の過程またはその成果が不十分であり、かつ取締役会が本人を引続き執行役員としての職務におくことが不適当であると判断したとき
4）その他執行役員としてふさわしくない行為または言動があったとき

5．取締役･監査役候補者の指名理由については、「株主総会招集ご通知」に記載しています。なお、社外取締役･社外監査役の選任理由は本報告書の「Ⅱ．1．【取締役関係】会社との関係(2)、【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。
（https://www.kewpie.com/ir/pdf/ir_20210203_kewpie_the108th_shoshu.pdf）

【補充原則4－1－1】 経営陣への委任の範囲の概要

取締役会は、法令、定款、取締役会規則および決裁･報告手続き表に定められた重要事項について意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、業務執行の機動性を高め、経営のスピードアップを図るため、決裁･報告手続き表に定められた事項について業務執行取締役または執行役員に委任します。なお、決裁･報告手続き表については、毎年、定期的な見直しを行います。

【原則4－9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の社外取締役の独立性判断基準については、本報告書の「Ⅱ．1．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりであります。

また、社外取締役の選任基準は、上記【原則3－1】の＜取締役候補者選任方針＞に記載のとおりであります。

【補充原則4－11－1】 取締役会の多様性及び規模の考え方

取締役会は、専門知識や職務経験などのバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が効果的に発揮できる員数を定款で12名以内としております。

【補充原則4－11－2】 取締役･監査役の兼任状況

取締役および監査役の重要な兼職状況は、本報告書の「Ⅱ．1．【取締役関係】会社との関係(2)、【監査役関係】会社との関係(2)」に記載のとおりであります。

【補充原則4－11－3】 取締役会全体の実効性の分析･評価

当社では、2019年12月から2020年1月にかけて、取締役会の実効性評価（第4回）を行い、その結果を踏まえて取締役会の改善に取組みました。その概要は、以下のとおりです。

（1）実施の方法および内容

･すべての役員を対象に、外部機関を利用したアンケートを実施しました。アンケート項目は、2019年度の活動の振り返りとして、取締役会における経営課題の徹底議論、リスクマネジメントや指名･報酬委員会の活動共有、役員研修について、変革推進や経営基盤の確保、経営能力向上への貢献度を問うとともに、2020年度に取締役会と指名･報酬委員会で関与･審議すべきテーマや取組み方法などを問うものとしました。
･アンケートへの回答を取締役会事務局および外部機関が分析･評価し、その結果を取締役会に報告･共有したうえで、取締役会の場で出席役員による意見交換を実施しました。

（2）評価結果

･全体としては取締役会、指名･報酬委員会の活動には概ね問題がなく、特にリスクマネジメント活動の定期共有、グループ経営の推進やサステナビリティ目標の達成に向けた取組みでは一定の成果が出ているものと評価されましたが、経営上の重要課題に関する議論や経営スキルの学習、活用の点では課題があり、改善を要するとの結果となりました。

（3）改善の取組み

･経営上の重要課題、リスクマネジメント活動の共有、ダイバーシティ目標やサステナビリティ目標の進捗状況について、定期的に取締役会に状況を報告したうえで審議、意見交換を行いました。
･不確実性への適応力を高めるためにシナリオプランニングをテーマに役員研修を行ったほか、役員他の関係者を対象にデジタル戦略や企業変革に関する勉強会を実施しました。
･新型コロナウイルスの感染拡大を含む経営環境の激変を踏まえ、将来への足場固めと転換のために、中期経営計画の刷新およびグループ経営体制の変更を行うこととし、下半期の取締役会では、そのための審議に多くの時間を割きました。

また、2020年度の実効性評価（第5回）としては、外部機関を利用した役員へのアンケート（当事業年度の取組みの評価および今後の課題や必要な取組みなどを問うもの。指名･報酬委員会の実効性評価も含む）を2020年12月から2021年1月にかけて実施しました。

その後、アンケートに対する回答結果および外部機関による評価を取締役会に報告･共有したうえで、取締役会の場で出席役員による意見交換を行っています。

アンケートでは、前回の実効性評価を踏まえた取組みによって一定の成果が得られたとの全体評価でしたが、今後の課題および具体的な取組み案を取締役会の場であらためて共有し、さらなる改善に努めていきます。

今後も毎年、取締役会の実効性評価を行いながら、当社グループの中長期的な発展に資する経営体制の構築に努めていきます。

[補充原則4－14－2] 取締役･監査役のトレーニング方針

当社は、取締役、監査役および執行役員がその役割･責務を適切に果たすことができるように、それぞれの知識や職務経験を踏まえ、必要な研修などの機会を設けます。
新任の取締役、監査役および執行役員には、コンプライアンスやコーポレート･ガバナンスなど、会社経営に必要な法令に関する知識を習得させるとともに、就任後においても、必要に応じてそれらの知識を更新させます。
また、新任の社外取締役および社外監査役に対しては、グループの理念、経営計画、事業課題、財務状態、その他重要な事項につき、説明を行います。

[原則5－1] 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主と当社との相互の信頼関係が重要であると認識し、株主と建設的な対話を行います。
当社は、株主との対話にあたり、次の方針を基本とします。
1）IR担当部署である経営推進本部経営企画部を管掌する取締役をIR総括担当とする。
2）株主との対話にあたっては、経営企画部、総務部および財務部が日常的に連携を図り、関係部署からの情報収集と経営陣との共有を行う。
3）経営企画部が積極的に個別面談に対応するとともに、年に2回開催する決算説明会で代表取締役や取締役が説明を行い、またアナリスト向けスモールミーティングを実施する。
4）対話を通して把握した株主や投資家からの意見などは、都度取締役･執行役員と共有する。さらに、定期的に取締役会で報告を行い、今後の経営に活かすように努める。
5）情報管理については、社内規程としてインサイダー取引防止規程を定め、繰り返し啓蒙するなど、インサイダー取引に関する役員･従業員の意識を高める。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中島董商店	15,071,113	10.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,206,500	6.14
株式会社董花	8,122,670	5.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,181,600	4.79
キユーピー株式会社	6,959,200	4.64
一般財団法人旗影会	4,251,750	2.83
株式会社三井住友銀行	3,208,224	2.14
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,157,000	2.10
日本生命保険相互会社(常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	3,039,064	2.03
第一生命保険株式会社(常任代理人　株式会社日本カストディ銀行)	3,012,360	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(1)外国人株式保有比率、(2)大株主の状況については、2020年11月30日現在の状況になります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社中島董商店は当社議決権の16.2%（間接所有分5.7%を含む）を所有する筆頭株主であり、当社のその他の関係会社に該当します。同社と当社とは、役員の兼務などを通じ、継続的で緊密な関係にありますが、当社グループの経営上の重要事項については、同社の意向によらず、当社自らが意思決定を下しており、同社からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。

また、当社は上場子会社としてアヲハタ株式会社を有しております。同社は当社グループのフルーツ ソリューション事業を担っており、グループ全体の収益力向上、人材育成等シナジー創出に取り組んでおります。同社の事業活動および経営判断は、上場子会社としての独立性を尊重しており、一般株主との間に利益相反が生じる行為は行いません。

引き続き、上場子会社のガバナンス確保に十分配慮してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内田　和成	他の会社の出身者								△			△
漆　紫穂子	その他											△
柏木　斉	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

内田　和成	○	内田和成氏は、2000年6月から2004年12月までボストンコンサルティンググループ日本代表に就任されていましたが、現在、当社は同社との間に取引関係はありません。 現在は、ライオン株式会社およびブラザー工業株式会社の社外取締役ですが、当社との間に取引関係はありません。 以上により、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはありません。 なお、2012年2月28日から2015年2月26日まで当社の社外監査役であり、2015年2月26日から当社の社外取締役です。	・経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、会社から独立した立場で、豊富な知識や経験を活かして経営全般に対する助言、意見をいただくため。 ・企業経営コンサルタントとしての長年の経験があり、企業経営に関する高度の専門知識および幅広い見識を有するものであり、また当社との間に特別の利害関係はなく、独立役員として適任であるため。
漆　紫穂子	○	漆紫穂子氏は、2014年12月1日から2015年11月30日まで当社の経営アドバイザリーボードの社外委員に就任されていましたが、当社の社外役員の独立性基準を満たしております。 現在は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社およびよび日新火災海上保険株式会社の社外取締役ですが、当社との間に取引関係はありません。 以上により、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはありません。 なお、2016年2月26日から当社の社外取締役です。	・経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、会社から独立した立場で、豊富な知識や経験を活かして経営全般に対する助言、意見をいただくため。 ・教育者としての豊富な経験に加え、経営者としての見識を有するものであり、また当社との間に特別の利害関係はなく、独立役員として適任であるため。
柏木　斉	○	柏木斉氏が代表取締役を務めた株式会社リクルートホールディングスとの間に取引関係がありますが、通常の取引です。 現在は、株式会社アシックス、株式会社松屋および株式会社ＴＢＳホールディングスの社外取締役です。株式会社アシックス、株式会社ＴＢＳホールディングスとの間に取引関係はありません。また、株式会社松屋との間に取引関係がありますが、通常の取引です。 以上により、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはありません。 なお、2021年2月25日から当社の社外取締役です。	・経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、会社から独立した立場で、豊富な知識や経験を活かして経営全般に対する助言、意見をいただくため。 ・事業会社の経営者として豊富な経験と高い見識を有するものであり、また当社との間に特別の利害関係はなく、独立役員として適任であるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	3	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	3	1	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役会の構成や取締役などの指名・報酬のあり方などに関する客観性と妥当性および透明性を高め、ひいては当社グループの中長期的な成長と企業価値の向上につなげるため、取締役会の諮問機関として、2018年8月に設置しました。

指名・報酬委員会では、以下の事項について審議し、必要に応じて決議を行います。
1）経営組織の形態および取締役会の人員構成
2）取締役、監査役および執行役員の選解任基準
3）取締役および監査役の各候補者の選出
4）取締役および執行役員の評価基準
5）取締役および執行役員の報酬制度の基本設計

6）その他、当社グループの企業統治に関する事項で、指名･報酬委員会が必要と認めたもの

5名以上の委員（当社の取締役および監査役）で構成され、委員の半数以上は当社が定める独立性基準を満たした社外役員と定めています。委員の選任は、取締役会の決議によるものとし、任期は就任後最初に開催される当社の定時株主総会の終結時までになります。
委員長は、社外取締役の委員の中から、指名･報酬委員会の決議により選定しており、議長も務めています。
2021年2月26日現在、委員長および委員は次のとおりです。
＜委員長＞
･社外取締役　内田 和成
＜委員＞
･社外取締役　内田 和成
･社外取締役　漆 紫穂子
･社外取締役　柏木 斉
･社外監査役　寺脇 一峰
･取締役会長　中島 周
･代表取締役 社長執行役員　長南 収
･取締役 常務執行役員　井上 伸雄

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人から、年間監査計画の説明や中間･期末の監査結果の報告を受け、また監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど、適宜会計監査人との連携を図っております。
さらに、監査役と会計監査人とは、これらの機会を通じて、内部統制や会社法に対応した今後の監査体制などについても、意見交換を行っております。
内部監査部門である内部監査室は、年間監査計画や監査活動の報告書を監査役に提出し、必要に応じて監査役の監査補助や往査への同行を行うなど、適宜監査役との連携を図っております。
監査役会が、職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、代表取締役 社長執行役員が速やかにその求めに応じます。監査役より監査業務に必要な要望を受けた内部監査室所属の従業員は、その内部監査に関して、独立性の確保のために内部監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けません。
また、監査役と内部監査部門とは、必要に応じて随時会合を持ち、子会社の内部監査結果の報告やコンプライアンス、内部統制、リスク管理などに関する意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武石　恵美子	学者													△
寺脇　一峰	弁護士													△
熊平　美香	その他													△

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武石　恵美子	○	武石恵美子氏は、2012年12月1日から2014年11月30日まで当社の経営アドバイザリーボードの社外委員に就任されていましたが、当社の社外役員の独立性基準を満たしていました。 現在は、東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役を兼任しています。当社は同社との間に取引関係がありますが、通常取引であり特別な利害関係はありません。 以上により、独立性に影響を与えるおそれはありません。 なお、2015年2月26日から当社の社外監査役です。	・経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、会社から独立した立場で、豊富な知識や経験を活かして経営全般に対する助言、意見をいただくため。 ・行政分野における経験に加え、人事制度・労働政策に関する幅広い見識を有するものであり、また当社との間に特別の利害関係はなく、独立役員として適任であるため。
寺脇　一峰	○	寺脇一峰氏は、現在、株式会社商工組合中央金庫および鹿島建設株式会社の社外監査役です。当社は株式会社商工組合中央金庫との間に取引関係はありません。また、鹿島建設株式会社との間に取引関係がありますが、通常の取引です。 また、同氏は現在、芝浦機械株式会社の社外取締役ですが、当社との間に取引関係はありません。 以上により、特別な利害関係がないため、当社の社外役員の独立性基準を満たしていることから、独立性に影響を与えるおそれはありません。 なお、2018年2月27日から当社の社外監査役です。	・経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、会社から独立した立場で、豊富な知識や経験を活かして経営全般に対する助言、意見をいただくため。 ・法律家としての専門知識および幅広い見識を有するものであり、また当社との間に特別の利害関係はなく、独立役員として適任であるため。
熊平　美香	○	熊平美香氏は、現在、株式会社エイテッククマヒラの代表取締役、日鍛バルブ株式会社の社外取締役ですが、当社との間に取引関係はありません。 以上により、特別な利害関係がないため、当社の社外役員の独立性基準を満たしていることから、独立性に影響を与えるおそれはありません。 なお、2020年2月27日から当社の社外監査役です。	・経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、会社から独立した立場で、豊富な知識や経験を活かして経営全般に対する助言、意見をいただくため。 ・海外を含む事業会社の経営経験があることに加え、企業変革やリーダーシップ開発についての知見を有するものであり、また当社との間に特別の利害関係はなく、独立役員として適任であるため。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
また、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の各号の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

(1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者である者（※1）
(2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者である者（※2）
(3) 当社グループの主要な得意先またはその業務執行者である者（※3）
(4) 当社グループの主要な借入先の業務執行者である者（※4）
(5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
(6) 当社から役員報酬以外に1事業年度当たり1千万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
(7) 当社グループから1事業年度当たり1千万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者である者
(8) 過去3事業年度において、上記(1)から(7)のいずれかに該当していた者
(9) 上記(1)から(8)のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または2親等以内の親族（※5）
(10) 前各号の他、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう
※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた取引先をいう
※3 当社グループの主要な得意先とは、当社の連結売上高の2%の額以上の支払いを当社グループに行っている得意先をいう
※4 当社グループの主要な借入先とは、当社の事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先をいう
※5 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役、執行役員および本部長以上の者、またはこれらに準ずる役職者をいう

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与制度につきましては、世の中の動向を注視しながら諸制度の検討を継続してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年11月期において取締役および監査役へ支払った役員報酬額は総額4億27百万円、その内訳は以下のとおりです。また、これ以外に使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)が15百万円あります。なお、2020年11月末現在の人員数は、取締役11名、監査役5名です。

(株主総会決議に基づく報酬)
取締役11名に対して2億63百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含まない。取締役報酬限度額は年額5億円。)、監査役5名に対して70百万円(監査役報酬限度額は年額96百万円。)、合計3億33百万円を支給しています。また、取締役賞与として、社外取締役を除く取締役9名に対して93百万円を支給しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は月額報酬および賞与としています。月額報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位別に定めた報酬額を取締役会で決定しています。なお、社外取締役に対しては賞与の支給はありません。監査役の報酬は月額報酬のみとしており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しています。
なお、取締役や監査役の報酬についての考え方や算定方法は、次のとおりです。

＜役員報酬の決定方針＞
1.役員(取締役・監査役)、執行役員の報酬についての考え方と手続
1)取締役、執行役員の報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。
2)報酬の考え方(制度設計)については、指名・報酬委員会(委員の半数以上が当社が別途定める「独立性基準」を充足する社外役員であり、かつ社外取締役が委員長を務める取締役会の諮問機関)で審議を行うことで、客観性と妥当性、透明性を高めます。
3)取締役の賞与総額については、取締役会において承認を得ることとします。
4)社外取締役、監査役(社内および社外)の報酬はそれぞれ定額とし、賞与の支給はありません。

2.月額報酬の算定方法
1)社内取締役の取締役としての月額報酬は一律とします。ただし、代表権者には別途加算します。
2)執行役員としての月額報酬は、当社の経営環境等を考慮した適切な水準で、役位(社長、専務、常務、上席)に応じて設定します。

3.賞与の算定方法
1)賞与は取締役、執行役員の役位に応じ、連結営業利益、担当部門の利益や中計テーマなどの達成度を指標として金額を算定します。
2)第10次中期経営計画(2021-2024年度)の各対象年度においては、当社グループの持続的成長を実現する体質づくりのため、年間報酬総額の基準額に占める賞与のウェイトを30%以上に設定します。また、各人ごとに設定する考課指標の項目・配分は、第10次中期経営計画の主旨に沿ったものとします。
3)第10次中期経営計画最終年度の賞与金額は、各人ごとにあらかじめ定めた最終年度の考課指標の達成状況に応じて増減できるもの

とします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する担当部門や専任担当者は置いておりません。
社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会資料の開催数日前の発送、取締役会前後の時間を利用した、各事業の状況や今後審議予定の案件に関する報告や意見交換を行っているほか、中期経営計画検討会議や経営アドバイザリーボードの定期ミーティングなどにも適宜ご参加いただいています。
また、会社の近況報告、決算説明会の資料、経営会議など重要会議の議事録なども共有しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項

当社は、現在相談役を選任していません。
当社は、社長執行役員が業務上の必要性を特に認めた場合、必要な社内手続きを経て、退任した社長を相談役、退任した役員を顧問として委嘱します。
相談役は、経営の円滑承継を主な目的に、社長から相談があれば助言を行うほか、業界団体活動やお取引先との関係維持のための活動、その他社長から要請を受けた任務に従事します。また、顧問は、役員在任時の見識・経験などに照らして特に依頼したいミッションがある場合に委嘱します。
相談役・顧問ともに、経営上の意思決定に関与する権限は有せず、経営会議他の社内会議に出席することもありません。任期は、相談役が1期1年で最長2年、顧問は最長1年を原則としており、退任した役員が長期に亘って会社と業務上の関わりを持つことはありません。
また、社内手続き上、相談役の委嘱は取締役会決議、顧問の委嘱は社長決裁の取締役会報告を要することとしています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（経営上の意思決定）
経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、取締役会および代表取締役 社長執行役員を補佐する経営会議を設置し、経営の基本方針に基づいて業務上の重要事項を審議することとしています。なお、経営環境の急激な変化に即応するため、取締役会付議事項や役職毎の決裁権限については随時見直しを実施し、意思決定と業務執行の迅速化を図っています。
経営会議には取締役および執行役員の他、当社グループの中核企業も定期的に参加し、グループ政策などを含めて議論するなど、グループ経営の一層の推進に努めています。
また、当社グループが経営の健全性、公正性、透明性を高め、より良く社会とお客様に貢献できるように助言・提言を得ることを目的に、社外の有識者により構成する経営アドバイザリーボードを設置しています。
さらに、執行役員への権限委譲を進め、役割責任の明確化と経営スピードアップを図るため、執行役員制度を見直し、従来取締役へ付与していた役位を執行役員に付与しています。
当社としては目下のところ、経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織に関して、特段の問題点を認めておりませんが、当社グループにとってより適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築をめざし、今後とも検討を続けていきます。

（指名・報酬の決定に係る機能）
当社は、指名・報酬委員会を設置しており、その概要については、本報告書の「II　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」における「1．機関構成・組織運営等に係る事項、取締役関係」に記載のとおりです。

（監査・監督・監査役の機能強化に係る取組み状況）
取締役会が取締役の業務執行を監督し、監査役会が業務執行の監査を行っています。
監査役会は、監査の方針、業務の分担などを定め、各監査役はこれらに従って、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧しています。また本社各部門、主要な事業所および子会社に赴き、あるいはリモートで業務の報告を受け、業務および財産の状況を調査しています。なお、常勤監査役（2名）は主要な子会社（上場子会社を除く）の監査役を兼務しています。
監査役会は代表取締役 社長執行役員とのミーティングも適時に実施し、経営全般に係る提案を含め、意見交換を行っています。
この他の監査役の機能強化に係る取組み状況については、本報告書の「II　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」における「1．機関構成・組織運営等に係る事項、監査役関係」に記載のとおりです。

（会計監査人）
会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人からは、通常の会計監査の一環として、会計上および経営上の問題について適宜助言を受けています（会計監査人と代表取締役 社長執行役員とのディスカッションも定期的に実施しています）。なお、ＥＹ新日本有限責任監査法人およびその業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2020年11月期において業務を執行した公認会計士は次のとおりです。なお、下記3名の公認会計士のほか、公認会計士15名、その他の者35名の合計50名が補助者として当期の会計監査業務に携わっています。

指定有限責任社員・業務執行社員 木村　修（所属する監査法人はＥＹ新日本有限責任監査法人）
指定有限責任社員・業務執行社員 佐久間　佳之（同上）
指定有限責任社員・業務執行社員 中村　美由樹（同上）

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の重要な課題の一つに位置づけています。当社においては、3名の社外取締役と3名の社外監査役より、経営全般に関する意見・指摘をいただき、代表取締役 社長執行役員および業務執行取締役の監督においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考えています。

また、取締役および執行役員の任期を１年とすることで、事業年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送（株主総会開催日の21日以上前）および発送前ウェブ開示を実施しております。 招集通知発送日　　：2021年２月４日 招集通知発送前ウェブ開示　：2021年２月３日
集中日を回避した株主総会の設定	2020年11月期の定時株主総会は2021年２月25日（木）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話などから議決権が行使できる、インターネットによる議決権行使ウェブサイトを開設しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳を作成し、当社ウェブサイトなどに掲載しております。
その他	株主総会において、当社の当事業年度（もしくは中期経営計画）の業績目標と方針を、代表取締役 社長執行役員から説明しております。（当社のウェブサイトにもその内容を後日掲載しています） また、株主総会のインターネットによる同時中継を実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト（株主・投資家の皆さまへ―経営情報）にて公表しております。（https://www.kewpie.com/ir/management/disclosure/）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の個人向けIRセミナーへ適宜参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に２回、代表取締役 社長執行役員が出席する決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて、決算短信・四半期情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、統合報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、キユーピー便りなどを掲載しております。 （https://www.kewpie.com/ir/library/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営推進本部 経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社是・社訓を基本とした理念の考え方のもと、私たちの姿勢を表した「グループ規範」を一人ひとりの従業員が遵守し、お客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会などのステークホルダーの皆様から最も信頼していただけるよう努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全を含むＣＳＲ活動の状況については、「統合報告書」に記載し当社のウェブサイトにおいて公開しております。 （https://www.kewpie.com/ir/library/kewpie-report/）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しています。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の「内部統制システムの基本方針」を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、長年にわたり従業員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成してきたのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社 是)
楽業偕悦

(社 訓)
・道義を重んずること
・創意工夫に努めること
・親を大切にすること
(大切にしている教え)『世の中は存外公平なものである』

②当社は、取締役および従業員が、法令・定款および当社グループの理念を遵守した行動をとるために、グループ規範 (倫理規範と行動規範で構成) およびコンプライアンス規程を定めており、取締役および従業員はこれらを遵守する義務を負う。

③コンプライアンス担当取締役にコンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンス推進に関する企画、啓発および教育などを行う。コンプライアンス担当取締役 は、かかる活動を定期的に取締役会に報告する。

④公益通報者保護制度に対応した内部通報体制として、通報窓口の情報受領者に第三者機関や社外の弁護士を含む「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告を受けたコンプライアンス調査会が事実関係を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、文書または電磁的記録により、コーポレート担当の取締役が適切に保存および管理 (廃棄を含む) の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しなどを行う。

②取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁的記録を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社のリスクマネジメント基本規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織などにおいて継続的に監視することとするほか、全社的リスクに関してはリスクマネジメント担当取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会 (社会・環境関係の一部リスクは、サステナビリティ担当取締役を委員長とするサステナビリティ委員会) に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理するとともに、当該委員長が全社的リスクの評価や対応状況などを定期的に取締役会に報告する。

②危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的な危機を想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。重大危機の発生時には、危機の種類毎にあらかじめ定めた担当取締役を本部長とする緊急対策本部を速やかに設置し、迅速かつ適切な対応に努める。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役および従業員が共有する全社的な経営目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各部門の責任者を代表取締役 社長執行役員が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、迅速かつ適切な業務執行を行う。

②取締役会の決議に基づく業務執行については、「決裁・報告手続き表」において、それぞれの責任範囲、決裁手続きについて定める。

③具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役 社長執行役員の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、機動的な意思決定と業務執行を図る。

(6) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社における業務の適正を確保するため、社是・社訓とともに、グループの理念を構成する『私たちは「おいしさ・やさしさ・ユニークさ」をもって世界の食と健康に貢献するグループをめざします』という「めざす姿」を共有し、また、グループ規範を全ての取締役および従業員が遵守する。

②グループ合同経営会議、事業ごとの会議体において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有するとともに、組織・人事、資金調達についてもグループ全体での最適化を図る。また、業務執行においては、「グループ決裁・報告手続き表」に基づいて子会社経営の権限を定め、権限委譲による効率化とグループ管理の均衡を図る。

③当社の子会社は、毎月、当社代表取締役 社長執行役員が指定する担当取締役に対して事業計画の進捗状況について報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題などについて、上記の担当取締役に報告する。

④当社のリスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、また各内部監査部門の活動や内部通報体制「ヘルプライン」は、子会社も対象とする。

⑤当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的に、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を反映させた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、適宜内容の見直しを行う。なお、適切なグループガバナンスの構築に関する方針の策定、重点課題の決定および取組みの推進については、グループガバナンス担当取締役を委員長とするグループガバナンス委員会がこれを担う。

⑥「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、当社取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（委員の半数以上は独立性を有する社外役員で構成）を設置し、当社取締役会の構成や取締役等の指名、報酬のあり方などについて審議を行うほか、当社代表取締役 社長執行役員の諮問機関として経営アドバイザリーボード（社外の有識者で構成）を設置し、当社グループの健全性、公正性、透明性を維持、向上させるための助言・提言を受け、意思決定に反映させる。

⑦当社グループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。

⑧当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、各担当部門および監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組みを構築する。

⑨内部監査室は、自主監査等を行う品質・環境・安全・労務などの各スタッフとも連携し、当社グループの経営活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から内部監査を行う。また、財務報告に係る内部統制の有効性評価についても、当社代表取締役 社長執行役員の指名に基づき、その計画および実施の職責を担う。

⑩当社の子会社であるアヲハタ株式会社については、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所上場企業であることに加え、独自の企業グループを形成していることに鑑み、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。また当社は、監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた内部監査室所属の従業員は、その内部監査に関して、内部監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けない。また、監査役の職務を補助すべき従業員を置いた場合、その従業員は、独立性の確保のために、監査役以外からの指揮命令を受けない。

(9) 取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

①取締役、従業員、子会社の役員および従業員等は、監査役会の定めるところに従い、当社監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

②前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
- 株主総会に付議される決議議案の内容
- 当社の内部統制システム構築に関わる各部門の活動状況
- 内部監査室、自主監査スタッフおよび子会社の監査役の活動状況
- 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- 内部通報制度の運用および通報内容
- 法令・定款に違反する行為または不正行為
- 当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

③内部通報体制「ヘルプライン」には、取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に匿名で通報できる体制を整備する。

(10) 上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

①当社は、当社監査役に報告を行ったことを理由に、その報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとし、子会社においてもこれを徹底させる。

②グループ共通に適用されるコンプライアンス規程およびヘルプライン規程において、相談者または通報者の保護を図る。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役の職務の執行が円滑になされるために必要な監査費用について毎年予算措置を講じる。

②監査役から、外部の専門家（弁護士、会計士等）に協力を得るなど特別な費用の請求がなされた場合には、費用の内容が不合理でない

限り、その費用は会社が負担する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、監査役会に各年度の監査方針、重点監査項目および監査方法等の報告を求め、それらを共有する。

②取締役、従業員、子会社の役員および従業員は、当社監査役からヒアリングの求めがあった場合には適宜協力する。また、代表取締役社長執行役員は、定期的に監査役会との意見交換の機会を持つ。

③リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関与する委員会、内部監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

(内部統制システムの運用状況)
2020年11月期における内部統制システムの運用状況の概要は、大略下記のとおりです。

(1) 法令・定款への適合を確保するための体制
・国内各事業所において、不適切行為撲滅活動として行為類型ごとに各職場でのミーティングを実施するなど、グループ従業員の啓発を強化しました。

(2) 損失の危険の管理に関する体制
・「労務」「品質」「海外」「アニマルウェルフェア」「情報システムトラブル」「新型コロナウイルス」を全社的な主要リスクに位置づけ、リスクマネジメント委員会を中心にリスク低減を推進しました。
・新たにサステナビリティ委員会(事務局は新設のサステナビリティ推進部)を設置し、環境面での主要リスク対応として、プラスチックやCO_2排出量削減のための取組みを主導しました。
・新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため緊急対策本部を設置し、その下に①感染症対策、②商品供給、③社会貢献の3分科会を置いて対策を講じるとともに、事態の推移に応じて適切な指示を適宜社内に発信できる体制を構築しました。

(3) 効率的な職務執行を確保するための体制
・お客様思考や生活実態の変化に迅速に対応するために新規市場開発担当を新設したほか、同担当を中心に企画した「フレッシュストックTM事業」を推進するための組織人員体制の整備と実行計画の明確化を進めました。
・事業環境の変化に対応し、当社グループを持続的な成長を実現できる体質に転換することを目的に、2021-2024年度を対象とする第10次中期経営計画を策定しました。
・資源投下の適正化および付加価値と生産性の向上のため、第10次中期経営計画における「利益管理に関する指針」として、投資、業務改革および数値計画作成における指針を定めました。
・当社グループのIT基幹システムを刷新するプロジェクトでは、新システムの要件定義に基づく基本設計と開発を行ったほか、導入によるコストと効果を精査するとともに、テストや教育の準備を進めました。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
・グループ経営の実践における基本的な考え方と各組織の役割・責任を明文化したほか、新たにグループガバナンス委員会を設置し、「決裁に関する方針」を策定するなど迅速で適切な意思決定を行うための取組みを進めました。
・「品質対話」の54事業所での実施、海外における品質基準の標準化、国内外の原料仕入先や製造委託先の監査強化など、品質保証体制を強化する取組みを進めました。

(5) 監査役の実効的な監査を確保するための体制
・常勤監査役間で自らが主に担当する事業を取り決め、また監査対象の事業所選定では内部監査部門と調整するなど、効率的な監査の実施に努めました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応することとしております。

当社は、上記の考え方を実践するために、反社会的勢力への対応マニュアルの作成、コンプライアンス活動を通じた従業員への指導・啓発(階層別研修やeラーニングによる「グループ規範」の周知・徹底)および必要に応じた警察関係への相談や情報収集などに努めております。

また、お取引先との契約書において、反社会的勢力排除に関する条項を設け、お取引先が反社会的勢力ではなく、また当該勢力との関係も有しないことを保証していただくとともに、もしそれに反することが判明した場合には直ちに契約を解除できる旨を定めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2019年12月26日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2020年2月27日開催の当社第107回定時株主総会の承認を停止条件として、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決定し、当該株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびにお客様や従業員などのステークホルダーとの間に築かれた関係などへの十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めていますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、係る買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、市場内で行われる大量買付行為は公開買付規制の対象とならないことから、市場内で行われる大量買付行為に対しては、当該情報提供の仕組みによって対応することができません。さらに、公開買付規制の適用がある大量買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する意見表明報告書による質問の回数は一回に限定されていることに加え、当該質問への対応についても、買付者が十分な回答を行うことは義務付けられておらず、理由を詳細に記載すれば回答を行わないことも可能となっています。このため、公開買付規制が適用される大量買付行為であっても、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

以上を考慮した結果、当社としては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えています。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しています。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動などから、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しています。

そこで、当社は、係る買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えています。

（注）本対応方針の詳細については、下記URLをご参照ください。
（https://www.kewpie.com/ir/pdf/ir_news/ir_191226.pdf）

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

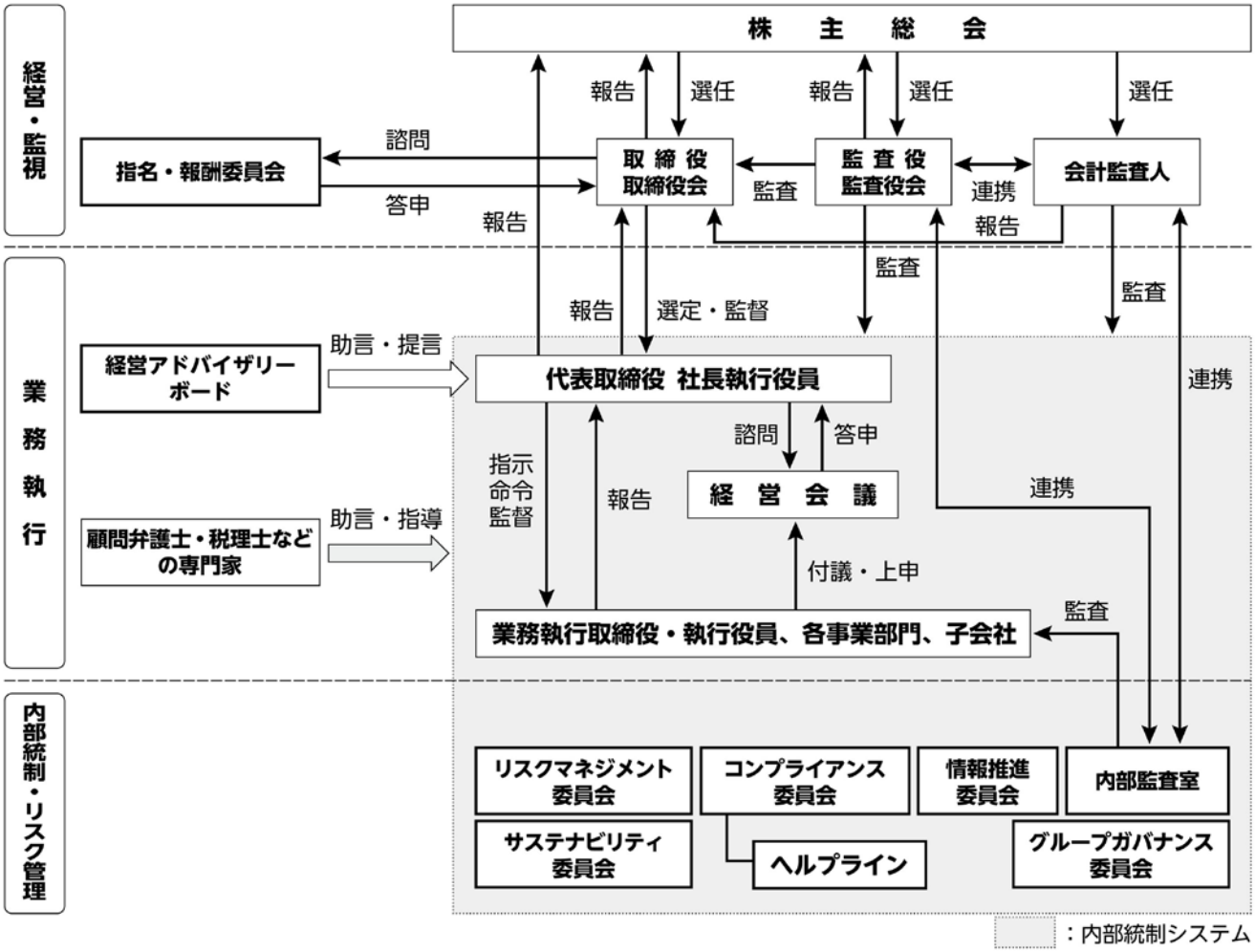
1．社内体制

当社の重要な会社情報は、情報取扱責任者（経営推進本部長）に集約される体制となっております。
情報取扱責任者は、社内の関係者と協議し、また必要に応じて外部機関や専門家に事前相談・意見聴取のうえ、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に則って適時開示の要否を判断します。

2．情報開示の方法

適時開示が必要であると判断された場合は、遅滞なく株式会社東京証券取引所の提供するTDnetシステムに登録するとともに、当社のウェブサイトにも同一情報を掲載するほか、必要に応じて報道機関（記者クラブなど）に対する資料配布・記者会見を行うなど、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】

適時開示 （TDnet）
当社ウェブサイトへ掲載
記者クラブ等へ資料投函

↑

情報取扱責任者

↑

取締役会・経営会議

↑

情報取扱責任者 （経営推進本部長）
・社内の関係者と協議し、適時開示の要否を判断
・必要に応じて外部機関や専門家に事前相談・意見聴取

↑

各部門 （グループ会社を含む）
・決定事実
・発生事実
・決算情報